

記入例

高額障がい福祉サービス等給付費・高額障がい児（通所・入所）給付費 支給申請書

(提出先) 大阪市長

申請年月日 令和 3年 3月 1日

次のとおり関係書類を添えて「高額障がい福祉サービス等給付費(※1)・高額障がい児(通所・入所)給付費」の支給を、裏面の同意・委任事項に同意のうえ申請します。

フリガナ	オオサカ タロウ		①障害者総合支援法(※2)②児童福祉法③介護保険法	
申請者氏名	大阪 太郎		制度 受給者証番号又は被保険者証番号	
生年月日	昭和 55年 1月 1日		① 9 2 0 0 0 0 0 0 0 0 ② 1 0 0 0 0 9 9 9 9 9	
個人番号	0 1 2 3 4 5 6 7 8 9 0 1		補装具 <input checked="" type="checkbox"/> 有 ・ <input type="checkbox"/> 無	
居住地	〒530-8201 大阪市北区中之島1-3-20		電話番号 06-6351-8200	
フリガナ	オオサカ ハナコ	続柄	長女	
支給(給付)決定に係る児童氏名	大阪 花子		生年月日 平成 20年 4月 1日	
サービス利用月の世帯における対象費用の支払合計額	円	申請に係るサービス利用月	令和 3年4月分	
サービス利用月の申請者の対象費用の支払合計額	円			
同一世帯に属する他の支給決定障がい者等	氏名	生年月日	①障害者総合支援法(※2)②児童福祉法③介護保険法	
	大阪 一郎	個人番号	制度 受給者証番号又は被保険者証番号	
		大・昭・平・ 25年 2月 2日	② 1 0 0 0 8 8 8 8 8 8	
		大・昭・平・ 年 月 日	補装具 <input type="checkbox"/> 有 ・ <input checked="" type="checkbox"/> 無	
	大・昭・平・ 年 月 日	補装具 <input type="checkbox"/> 有 ・ <input type="checkbox"/> 無		
	大・昭・平・ 年 月 日	補装具 <input type="checkbox"/> 有 ・ <input type="checkbox"/> 無		

申請書提出者	<input type="checkbox"/> 申請者本人 <input checked="" type="checkbox"/> 申請者本人以外(下の欄に記入)	
フリガナ		
氏名		
申請者との関係		
電話番号		

申請者以外の方が提出する場合はご記入ください。

「制度」にはご利用のサービスが該当する番号を記入ください。
 ①障がい福祉サービス受給者証に記載されたサービス
 ②障がい児通所給付または障がい児入所給付受給者証に記載されたサービス
 ③介護保険によるサービス

マイナンバーカード(通知カード)に記載されている12けたの番号を必ず書いてください。
 、高額障がい児

必要書類：
 ①正しいマイナンバーであることの確認ができる書類
 ・個人番号カード、通知カード、個人番号が記載された住民票のコピーなど
 ②本人確認ができる書類
 ア) 1点で確認できる書類(顔写真つきで、氏名、生年月日または住所の記載があるもの)
 ・個人番号カード、運転免許証、パスポート、身体障がい者手帳、療育手帳、精神障がい者保健福祉手帳など
 イ) 2点で確認できる書類
 ・健康保険証、年金手帳、特別児童扶養手当証書、障がい福祉サービス受給者証、障がい児通所(入所)受給者証 など
 ①②のコピーを申請書と一緒に郵送してください。
 ※②イ)の書類の場合、2点送付していただく必要があります。

※過去に一度お手続きいただいた際に、個人番号を記載し確認書類の送付をされた方が、更新申請をされる場合は、必要書類の送付を省略することができます。

かつ受領した額を大阪市に納入することを大阪市長に委任します。

振込口座は申請者の名義の口座をご指定ください。
 ただし、同一世帯に複数申請者がいる場合は、**代表者の口座**を指定してください。
 自動的に口座振替され速やかに、異動後高額障がい児(通

(注) 申請者と同一世帯の他の支給決定障がい者等全員分の申請書を併せて提出してください。

高額障がい福祉サービス等給付費・高額障がい児(通所・入所)給付費を下記の口座に振り込んで下さい。

口座振替依頼書	銀行	本店	種目	口座番号					
	大阪 信用金庫	大阪 (支店)	1 普通預金	9 8 7 1 2 3 4					
	信用組合	出張所	2 当座預金						
	金融機関コード	店舗コード	3 その他						
1 1 9 2	3 7 5	フリガナ	オオサカ タロウ						
口座名義人			大阪 太郎						

※1 障害者総合支援法(※2)施行令第43条の五第一項に規定する高額障がい福祉サービス等給付費

※2 障害者総合支援法…「障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律」

◎裏面もご確認ください